

サービス付き高齢者向け住宅 ほっと

「特定施設入居者生活介護」

「介護予防特定施設入居者生活介護」

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(事業所番号)

0171501505

当事業所はご契約者に対して指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※ 当施設サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」及び要支援認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 施設経営法人
2. ご利用施設
3. ユニット並びに居室等の概要
4. 職員の配置状況
5. 特定施設入居者生活介護の内容と費用
6. 利用料金のお支払い方法
7. 苦情の受付について
8. 非常災害時の対策
9. 緊急時における対応方法
10. 専用居室又は一時介護居室の利用条件・手続き

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 ひのき会
- (2) 法人所在地 北海道檜山郡江差町字桧岱 217 番地 3
- (3) 電話番号 0139-54-5400
- (4) 代表者名 理事長 結城 孝好
- (5) 設立年月日 平成19年1月15日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 適合高齢者専用賃貸住宅
- (2) 施設の目的 特定施設入所者生活介護
指定年月日・平成23年8月1日
事業所番号・017150150
介護予防特定施設入居者生活介護
指定年月日・平成23年8月1日
事業所番号・0171501505
- (3) 施設の名称 サービス付き高齢者向け住宅 ほっと
- (4) 施設の所在 北海道北斗市本町5丁目16番9号
- (5) 電話番号 0138-77-0777
- (6) 施設長(管理者) 氏名 渡辺 道広
- (7)
- (8) 当施設の運営方針
 - 〈1〉事業の目的
 - 1. この事業所において、要介護及び要支援状態にある利用者が可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように、特定施設サービス及び介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護及び支援その他の日常生活の世話、機能訓練及び療養上の世話を行なうことにより、利用者の心身の身体能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、各種サービスを提供することを目的とします。
 - 〈2〉運営の方針
 - ① 前項の実施に当たっては、利用者個々の生活習慣や思いに合わせた個別ケアを実践し利用者が中心となる介護及び支援サービスの提供に努めます。
 - ② 市町村及び保健・医療・福祉サービス関係機関と、綿密な連携を図ると共に、利用者の意志及び人格を尊重し利用者の立場に立った総合的なサービスの提供に努めます。
- (9) 開設(指定)年月日
特定施設入居者生活介護 平成23年8月1日
介護予防特定施設入居者生活介護 平成23年8月1日
- (10) 入居定員 42人

3. 居室等の概要

- (1) 施設並びに各階には以下の居室をご用意しています。入居される居室は全て個室となっております。

(2)

施 設 の 概 要		
構 造	木造 2階建て・準耐火建築物	
延 べ 床 面 積	1, 572.30 m ²	
居 室 数	1階 18 室	2階 24 室

利用定員 42名 (1階18名 2階24名)

各ユニット・設備の種類	室数	面積等	備 考
個室（1人部屋）	38室	18.11㎡	ベッド・トイレ・洗面台・電話・ナースコール・クローゼット ユニット内共用スペース
個室（1人部屋）	4室	20.70㎡	
共 用 ス ペ ー ス			
浴室	1室	19.04㎡	
機械浴室	1室	17.39㎡	リフト 1機
理美容等室	1室	10.14㎡	
共用トイレ（ユニット内）	4室	109.3㎡	1階2室 2階2室

その他 洗濯室 食堂 (1階71.19m²) (2階71.19m²)

※居室の変更: ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

職 種	区 分				常 勤 換 算	資 格
	常 勤 (人)		非 常 勤 (人)		後 の 員 数	
	専 従	兼 務	専 従	兼 務	(人)	
管理者（施設長）	1				1	
生活相談員	1				1	介護福祉士
看護職員	2		2		2.93	看護師・准看護師
介護職員	11		2		12.18	介護福祉士・ヘルパー2級
機能訓練指導員		1			1	看護師
計画作成担当者	1				1	介護支援専門員
栄養士・調理師	1				1	栄養士（委託）

〈主な職員の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制	休 日
1 管 理 者	8:30~17:30	4週9休 (2月のみ4週8休)
2 生 活 相 談 員		
3 看 護 職 員		
4 機 能 訓 練 指 導 員		
5 計 画 作 成 担 当 者		
6 介 護 職 員	① 7:00~16:00 (早) ② 8:30~17:30 (日) ③ 11:00~20:00 (遅) ④ 17:00~翌9:00 (夜)	(委託)
7 栄 養 士	8:30~17:30	

5. 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容と費用

(1) 介護保険給付及び介護予防給付対象サービス

① サービス内容

種 類	内 容
食 事	利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。 【食事時間】 朝 食 7 : 3 0 ~ 8 : 3 0 昼 食 1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0 夕 食 1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 食事時間内において、個別に時間を設定することもできます。 利用者の自立支援のため、離床して居間（食堂）にて食事を摂って頂くことを原則としていますが、状況により居室配膳も行います。
入 浴	利用者の状況に応じて適切な入浴介助を行うと共に入浴の自立についても適切な援助を行います。 入浴又は清拭を週2回以上行います。 入浴時間について利用者の希望に添うよう配慮いたします。 【入浴時間】 9 : 0 0 ~ 1 1 : 0 0 1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0 状況により、機械浴（特殊浴槽）を使用することもできます。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離 床 着 替 整 容 等	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行えるように配慮します。 清潔で快適な生活が送れるよう、個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 清潔が保たれるよう居室の清掃や衣類の洗濯等を援助します。
機能訓練	機能訓練指導員により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能低下の予防するよう努めます。 また、日常生活に遊び（リハビリ）等を取り入れ楽しく参加出来るように努めます。
健康管理	看護職員により利用者の状況に応じて適切な措置を講じます。 投薬の管理・保管を行います。協力医療機関への経過及び状況報告を行います。外部の医療機関に通院する場合は、その送迎等に出来る限り配慮しますが、北斗市市内に限ります。北斗市以外の場合は家族様対応をお願い致します。バイタルを計測し心身の状況を把握し、健康保持の為必要な援助を行います。
相談及び援助	利用者とそのご家族からのご相談に応じます。

② 費用

料金表の利用料金（Ⅰ【料金表】①要介護度とサービス料金）及び各種加算

（Ⅱ【医療連携加算】及びⅢ【介護職員処遇改善加算Ⅱ】及びⅣ【夜間看護体制加算Ⅱ】及びⅤ【サービス提供体制強化加算Ⅱ】）の1割が利用者の負担金（③、自己負担額）となります。但し、一定以上所得のある方については介護保険負担割合証に提示された割合の負担額となります。利用者負担減免を受けている場合は、減免率に応じた負担額となります。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納又は要介護認定を受けていない等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに「サービス提供証明書」と「領収証」を交付します。「サービス提供証明書」・「領収証」は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要になります。

I【料金表】1か月30日で積算しております。

①. ご契約者の要介護とサービス利用料金	②. ①のうち介護保険から給付される金額(30日)	③. サービス利用に係る自己負担額(30日)
要支援1 54,900円	49,410円	5,490円(①の1割)
要支援2 93,900円	84,510円	9,390円(①の1割)
要介護1 162,600円	146,340円	16,260円(①の1割)
要介護2 182,700円	164,430円	18,270円(①の1割)
要介護3 203,700円	183,330円	20,370円(①の1割)
要介護4 223,200円	200,880円	22,320円(①の1割)
要介護5 243,900円	219,510円	24,390円(①の1割)

③料金は目安です。実際の金額は日数等により異なります。

料金は午前零時を境に換算いたします。

II【医療連携加算】1か月1度の算定となっております。

①. ご契約者のサービス利用料金	②. ①のうち介護保険から給付される金額	③. サービス利用に係る自己負担額
医療連携加算 1,000円	900円	100円①の1割

III【介護職員処遇改善加算II】

介護職員の賃金改善を図る目的として加算を取得しております。加算率…12.2%

IV【夜間看護体制加算II】1か月30日で積算しております。

①. ご契約者の要介護とサービス利用料金	②. ①のうち介護保険から給付される金額(30日)	③. サービス利用に係る自己負担額(30日)
夜間看護体制加算 2,700円	2,430円	270円①の1割

③料金は目安です。実際の金額は日数等により異なります。

料金は午前零時を境に換算いたします。また、夜間看護体制加算につきましては要介護1から要介護5までの加算となっております。

V【サービス提供体制強化加算II】1か月30日で積算しております。

①. ご契約者の要介護とサービス利用料金	②. ①のうち介護保険から給付される金額(30日)	③. サービス利用に係る自己負担額(30日)
サービス提供体制強化加算II 5,400円	4,860円	540円①の1割

③料金は目安です。実際の金額は日数等により異なります。

VI【退院・退所時連携加算】

1日30単位で入居から30日以内に限り算定されます。

VII【退居時情報提供加算】

医療機関へ退所した際退所後の医療機関に対して情報を提供した場合1回に限り算定されます。

(2) 介護保険給付及び予防介護給付対象外サービス(利用料の金額を負担して頂きます)

*医療機関へ退所した際退所後の医療機関に対して情報を提供した場合1回に限り250単位算定されます。

種 類	内 容	利 用 料
お む っ の 提 供	各個人に応じてサービスを提供します。	購入代金の実費をご負担頂きます。

行事・レクリエーション	行事・レクリエーションに参加して頂く事ができます。参加されるか否かは任意です。各バスツアー(花見等)	要した費用の一部実費をご負担頂きます。 (外食代等・材料代等)
日常生活品の購入代行 (日常生活上必要となる諸費用実費)	日常生活品の購入がご自身で困難な方は、歯ブラシやティッシュ、その他日用品の購入の代行をさせて頂きます。	購入代金をご負担頂きます。 ティッシュペーパー等。
洗濯	日常生活上ご自身で洗濯が困難な方の洗濯を代行させて頂きます。	施設設備の洗濯機の使用料をご負担して頂きます。 特殊寝具・衣服類等のクリーニング代金をご負担頂きます。
寝具	寝具等の使用料	寝具等の使用料をご負担して頂きます。寝具一式月3,000円。 ご自身での持ち込みも可能
医療費	診療等及び処方薬等	病院でかかる費用等
その他 居室内各電球等・乾電池 リンスインシャンプー・ボディソープ等		

6. 利用料金のお支払い方法

「4. 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容と費用」は1か月ごと計算し算定した利用料等を利用料明細書により毎月10日頃までに請求書をご本人及び身元引受人宅に郵送いたしますので15日までに以下の方法でお支払いください。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- ア. 指定口座への振込
道南うみ街信用金庫 北斗支店 普通預金 1114983
- イ. 指定金融機関口座からの自動引落
- ※ ア・イにかかる手数料は各自でご負担していただきます。
- ※ ア・イについて、契約時にご家族及び身元引受人の承認及び確認をいたします。

※退居時には、使用居室の清掃を業者にて行いますので、別途料金が発生します。

7. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

苦情受付担当者：生活相談員

受付時間：毎週 月曜日～金曜日 9:00～17:00

利用方法：内線 10・11・12・13番

面談 事前に電話にてご連絡ください。

意見箱 事務所受付・各ユニット、スタッフルームに設置しております。

(2) 行政機関その他の苦情受付期間

名 称	連 絡 先
北斗市保健福祉課	0138-73-3111
北海道国民健康保険連合会	011-231-5161
北海道福祉サービス運営適正化委員会	011-204-6310

8. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める防火管理規程並びに消防計画に基づき、対応を行います。			
避難訓練及び 防災設備	別途定める消防計画に基づき、年2回以上夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して行います。			
	設備名称	個数	設備名称	個数
	消火器	6	誘導灯	10
	スプリンクラー	226	自家発電設備	1式
	自動火災報知設備	1式	蓄電池設備	1式
	非常警報設備	1式	避難道具	1
消防計画等	南渡島消防事務組合 北斗市消防署への届出日 令和2年1月21日 防火管理者：渡辺道広			

9. 緊急時における対応方法

当施設における入居中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、当施設の協力医療機関、緊急連絡先（ご家族、身元引受人等）へご連絡いたします。

主治医	病院名	
	所在地	
	氏名	
緊急連絡先 (家族等)	電話番号	
	氏名(続柄)	
	住所	
	電話番号	

緊急搬送時等、当施設においては緊急連絡先者様へ速やかに連絡致しますので、緊急連絡者様におかれましても速やかに対応されますようお願い申し上げます。

10. 専用居室又は一時介護居室の利用条件・手続き

① 居室・設備・器具の利用

施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償していただく場合があります。

② 喫煙

決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。

③ 迷惑行為

騒音等の他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。また、むやみに他の入居者の居室に立ち入らないでください。

④ 所持金品の管理

所持金品は自己の責任で管理して下さい。また、預り金等については別に定める契約が必要です。

⑤ 宗教活動・政治活動・その他

施設内での他の入居者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。また、ペットの持ち込み飼育はお断りします。

施設の運営については、利用者と事業者との間で結ばれた施設入居・利用契約に従います。

当時業者は、重要事項に基づいて、特定施設入所者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護のサービス内容及び重要事項説明をしました。

令和 年 月 日

事業者 北海道北斗市本町5丁目16番9号
社会福祉法人 ひのき会
サービス付き高齢者向け住宅ほっと
北海道指定第 0171501505号

施設長 渡辺道広 印

説明者 職名

氏名 印

私は、重要事項説明書に基づいて、特定施設入所者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印